

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、理事会が承認した法人及び団体並びにその法人及び団体の役職員が会員となることができる。

- (1) 法人会員 理事会が承認した法人及び団体は、法人会員とする。
- (2) 一般会員 法人会員に所属する常勤役員、社員、試雇、別表3の法人会員に所属する無期雇用契約社員は、すべて一般会員とする。
- (3) 特別会員 前(2)の一般会員以外で法人会員に所属する雇用契約6ヶ月以上の人、その他理事会が承認した人は、本人の希望により特別会員となることができる。
なお、雇用契約が6ヶ月以上1年未満の人及び登録添乗員は所属会社の承認を要する。

(会員資格の取得・喪失)

第 6 条 一般会員及び特別会員は、就職の日に会員資格を取得し、退職（死亡を含む）の翌日に会員資格を喪失する。

- 2 特別会員が雇用契約満期満了と同時に再び雇用契約を締結したときは、会員資格を継続したものとみなす。

(会員期間の通算)

第6条の2 本会会員資格取得前に本会会員法人以外の法人にて勤務していた者については理事会の承認を条件に、当該法人における勤務期間を会員期間に通算することができる。

(会員資格の一時停止)

第6条の3 本会加入時に休職事由に該当している会員については、第22条第3項の規程にかかわらず、会費の免除は行わないこととする。

(一般会員・特別会員の入会手続)

第 7 条 第5条及び第6条により本会に入会する人は、共済会加入確認書（様式第1号）に自署捺印して法人会員経由理事長に提出しなければならない。